**（２）-５ 技術仲介取引審査票(含む記入要領)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 最終  判定権者 | 輸出管理  統括部門長 | 起票  部門長 | 起票部門 担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

１．技術仲介取引案件の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件名 | |  | |
| 提供元（国名） | |  | |
| 提供先（国名） | |  | |
| 技術名 | |  | |
| 外為令別表の1項  該非判定 | | 外為令別表:　１項　　　□該当　□非該当　　□不明･疑義 | |
| 提供元 | 名称  英字 | （新規・継続） | |
| 所在地 |  | |
| 契約(予定)時期／  提供を受ける(予定)日 | | □契約（予定）　　　　　□提供受ける（予定）日  　　年　　月　　日　　　　　　年　　月　　日 | |
| 提供先 | 名称  英字 | （新規・継続） | |
| 所在地 |  | |
| 契約(予定)時期／　　提供(予定)日 | | □契約（予定）　　　　　□提供（予定）日  　　年　　月　　日　　　　　年　　月　　日 | |
| 用途 | | 内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  資料:□有　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□無 | |
| 用途  チェック | | 核兵器等の開発等に利用されるおそれがあるか　□はい・□いいえ  ② 上記①の確認に不明点又は疑義があるか　　　　□はい・□いいえ | |
| 経済産業大臣から  　の通知 | | 経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□はい・□いいえ | |
| 取引経路  (国名・企業名） | | ――＞　　　　　　　　――＞ | |
| ２．総合取引判定結果　(判定年月日：　　　　年　　月　　日） | | | |
| 取引審査判定 | | □承認する  □条件付き承認 | □許可申請要  □許可申請不要 |
| * 経済産業省相談 * 承認しない | |
| 取引承認条件 | |  | |
| 上記判定理由 | |  | |

**『技術仲介取引審査票』記入要領**

１．技術仲介取引案件の概要

　　営業部門等が必要項目を記入し、輸出管理統括部門等に取引審査の申請を行う。

　　（１）件名；

　　　　取引に関するシステム名称又はプロジェクト名称等を記入する。

　　（２）提供元（国名）；

　　　　技術の提供元の外国（地域)名を記入する。

　　（３）提供先(国名)；

　　　　技術の提供先の外国（地域)名を記入する。

　　（４）技術名；

　　　　用途、機能、仕様、特性等がわかる対象技術名を記入する。

　　（５）該非判定；

　　　　営業部門等が確認した該非判定結果を記入する。その製品が外為令別表の1の項に該当

　　　　する場合には、「該当」にチェックを入れる。「非該当」には、対象外を含む。判定依頼中  
又は、仕様が定まらず判定が未だ出来ない場合には、｢不明・疑義｣にチェックを入れる。

　　（６）提供元；

　　　　技術の提供元の名称(英文名)及び所在地を記入する。併せて、その者が新規取引顧客なのか、  
継続的に取引する顧客かの区分を明記する。

　　（７）契約(予定)時期／提供を受ける（予定）日；

　　　　提供元との契約が成立した時期若しくは、成立する予定時期を記入する。仲介する居住者が  
技術の提供を受ける場合は、その日若しくは提供を受ける予定の日を記入する。

　　（８）提供先；

　　　　技術の提供先の名称(英文名)及び所在地を記入する。併せて、その者が新規取引顧客なのか、  
継続的に取引する顧客かの区分を明記する。

リスト規制技術（外為令別表の第１項～第１５項）を利用する者以外の者から需要者の確認に必要な情報を入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、需要者の確認を行う。

　　（９）契約(予定)時期／提供（予定）日；

　　　　提供先との契約が成立した時期若しくは、成立する予定時期を記入する。仲介する居住者が  
提供元から技術の提供を受け提供先にその技術を提供する場合は、その予定の日を記入する。  
契約書が存在しないなど文書等で特定できない場合も同様に提供予定日を記入する。

　　（10）用途；

　　　　対象技術の用途をできるだけ具体的に記入する。その技術が外為令別表の1の項に該当する場合  
又は、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合は、その判断根拠となる資料を必ず添付  
すること。

リスト規制技術（外為令別表の第１項～第１５項）を利用する者以外の者から用途の確認に必要な情報を入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、用途の確認を行う。

　　（11）用途チェック；

　　　　用途確認の結果、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合は、①の「はい」にチェックを入れる。若しくは、確認の結果、不明点又はその疑いがある場合は、②の「はい」にチェックを入れる。

　 （12）経済産業大臣からの通知；

　経済産業大臣から核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるとして通知があった場合（いわゆるインフォーム要件）に「はい」にチェックを入れる。

　　 (13)取引経路；

基本的には、技術の移転に関わる仲介者等判明している者全てを記入する。

２．総合取引判定結果

（１）取引審査判定；

①総合審査の結果、｢承認する｣又は｢条件付き承認｣の場合、技術の該非判定が外為令別表の1の項に該当であれば、原則として許可申請要にチェックを入れる。  
また、技術の該非判定結果が「1項非該当」であれば、用途チェック結果及び、  
提供先又は提供元が輸出令別表第３の地域か否かによって個別許可申請要否を判断する。

　　　　　②総合審査の結果、判定に際し疑義がある取引で経済省への相談が必要であると認め

られる場合、「経済産業省相談」にチェックする。

（２）取引承認条件；

　　総合審査の結果、承認に条件をつける場合にはその内容を具体的に記入する。

　　例えば、提供先等から不正再提供、不正転用防止のための確認書又は誓約書の取得を  
義務付けるといったことが挙げられる。

（３）上記判定理由；

　　取引審査判定の根拠を明確かつ具体的に記入する。